

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則 (県民生活相談センター)

ページ 一

訓令

岐阜県県民生活安定緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令

(同)

()

二

公示

消費生活センターの廃止及び事務を行う時間の変更に関する公示

(同)

()

二

規則

岐阜県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十四号

岐阜県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県消費生活条例施行規則(昭和五十年岐阜県規則第百五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「消費生活相談員は」の下に「本庁並びに」を加え、「西濃振興局、中濃振興局、中濃振興局中濃事務所、東濃振興局、東濃振興局恵那事務所、飛騨振興局及び県民生活相談センター」を「中濃振興局、東濃振興局及び飛騨振興局」に改め、同条第三項中「の各号」を削り、同項第二号中「環境生活部環境生活政策課の課長」を「環境生活部県民生活相談センターのセンター長」に改め、同項第三号中「環境生活部環境生活政策課」を「環境生活部環境生活政策課の課長」に改め、同項第五号中「西濃振興局、中濃振興局、中濃振興局中濃事務所、東濃振興局、東濃振興局恵那事務所」を「中濃振興局、東濃振興局」に改め、同号を同項第四号とする。
第二十九条第一項中「振興局」を「及び振興局」に改め、「及び県民生活相談センター」を削り、同条第二項中「の各号」を削り、同項第二号中「環境生活部環境生活政策課の課長」を「環境生活部県民生活相談センターのセンター長」に改め、同項第三号中「環境生活部環境生活政策課」を「環境生活部県民生活相談センター」に改め、同項第五号を削る。

第三十一条第一項中「及び県民生活相談センター」を削り、同条第二項中「の各号」を削り、同項第二号中「環境生活部環境生活政策課の課長」を「環境生活部県民生活相談センターのセンター長」に改め、同項第三号中「環境生活部環境生活政策課」を「環境生活部県民生活相談センター」に改め、「職」の下に「及び消費生活相談員（消費生活相談員にあつては、知事が指名する者に限る。）」を加え、同項第四号を次のように改める。

四 その他知事が指名する者
附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令 甲

岐阜県訓令甲第十六号

庁中一般
各現地機関

岐阜県県民生活安定緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県県民生活安定緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令

岐阜県県民生活安定緊急対策本部設置規程（昭和四十九年岐阜県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「環境生活部環境生活政策課」を「環境生活部県民生活相談センター」に改める。

別表第一中「秘書広報統括監」を「秘書広報統括監」に改め、「ぎふ清流国体推進局長を含む。」を削る。

別表第二中「環境生活部環境生活政策課長」を「環境生活部県民生活相談センター長」に改める。

附則
この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

公 示

消費生活センターの廃止及び事務を行う時間の変更に関する公示

消費生活センターの事務を行う時間を変更し、及び消費生活センターを廃止したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 事務を行う時間を変更した消費生活センターの名称及び変更後の事務を行う時間

名称	変更後の事務を行う時間
岐阜県飛騨振興局振興課	月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日（祝日及び年末年始を除く。）の午前八時三十分から午後四時三十分まで

備考 「祝日」とは国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日をいい、「年末年始」とは十二月二十九日から翌年の一月三日までの日をいう。

二 廃止した消費生活センターの名称

岐阜県西濃振興局振興課

岐阜県中濃振興局中濃事務所振興課

岐阜県東濃振興局恵那事務所振興課